

運 営 規 程

令和 3年 4月

社会福祉法人 P. P. P.

指定障害福祉サービス

P. P. P. ファイター!

社会福祉法人P. P. P.
P. P. P. ファイター!
運 営 規 程

第 1 章 事業の目的等

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人P. P. P. (以下「事業者」という。)が運営する**P. P. P.ファイター!** (以下、「事業所」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成25年4月1日施行。以下「障害者総合支援法」という。)の理念に基づき、事業所の従業者(以下「職員」という。)が、支給決定に係わる障害者(以下「利用者」という。)に対して適切かつ効果的な障害者支援又は障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第 2 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- (1) 名 称 **P. P. P. ファイター!**
- (2) 所在地 岡山県倉敷市福田町古新田 1007-6

(提供するサービスの種類、利用定員、主たる対象者)

第 3 条 本事業所において提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員は次のとおりである。

就労移行支援 20名

- 2 事業者は、前項の利用定員を超えて就労移行支援(以下、「指定障害福祉サービス」という。)の提供を行わないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 3 本事業所において提供する指定障害福祉サービスの主たる対象者を規定しない。

第 2 章 指定障害福祉サービスの運営方針

(取扱方針)

第 4 条 職員は、就労移行支援計画(以下、「個別支援計画」という。)に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

- 2 職員は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明するものとする。
- 3 事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(提供拒否の禁止)

第 5 条 事業者は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(訓 練)

第 6 条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うものとする。

- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を

活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

- 3 事業者は、常時一人以上の職員を訓練に従事させるものとする。
- 4 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による訓練を受けさせないものとする。

（生産活動）

- 第 7 条 事業者は、指定障害福祉サービスにおける生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるものとする。
- 2 事業者は、指定障害福祉サービスにおける生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮するものとする。
 - 3 事業者は、指定障害福祉サービスにおける生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性を踏まえた工夫を行うものとする。
 - 4 事業者は、指定障害福祉サービスにおける生産活動の機会の提供に当たっては防塵設備又は消火設備の設置など、生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（工賃の支払）

- 第 8 条 事業者は、就労移行支援の生産活動に従事している利用者に、当該訓練における生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

（実習の実施）

- 第 9 条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めるものとする。
- 2 事業者は、前項の実習受け入れ先の確保に当たっては、就労移行支援事業所、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うように努めるものとする。

（施設外支援）

- 第 10 条 事業所は、求職活動、職場実習、利用者の態様に応じた多様な委託訓練等の施設外支援の実施に努める。
- 2 施設外支援は年間で延べ 180 日を越えないものとする。

（施設外就労）

- 第 11 条 事業所は一般就労への移行を図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った仕事を当該企業内で行う施設外就労の実施に努める。
- 2 施設外就労は期間を定めないものとする。

（求職活動の支援等の実施）

- 第 12 条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めるものとする。

- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めるものとする。

(職場定着のための支援)

第 13 条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六ヵ月以上、職業生活における相談等の支援を継続する。

(食 事)

第 14 条 事業者は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

- 2 事業者は、食事を提供する場合には、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立にしたがって行うものとする。
- 4 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2 時間以内)、食事の取り置きをすることができる。
- 5 最低 3 日前までに欠食の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。
- 6 食事の提供は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するように努める。

(預かり金の管理、出納等)

第 15 条 事業者は、利用者又はその家族等の依頼と同意を受け、日々の用に供する現金を「預り金」として預かるものとする。

- 2 預り金は、別に定める「預り金管理規程」により、適正に管理するものとする。

(心身の状況等の把握)

第 16 条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業所等との連携)

第 17 条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、教育機関、他の指定障害福祉サービス事業所等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めるものとする。

- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第 3 章 虐待防止のための措置

(人権の擁護及び虐待の早期発見及び防止のための措置)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の早期発見と対応及び防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備・運営
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備・運営
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (5) 虐待の事実を発見した際の関係機関への速やかな通報及び関係機関との連携による対象者への再発防止に向けた支援の実施
- (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な措置並びに自治体が行う調査への協力

2 職員は、利用者に対し身体的苦痛や人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(身体拘束)

第19条 事業者は、利用者の身体拘束を行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体拘束に伴う同意書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内において身体拘束等を行うことができるものとする。

第4章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第20条 本事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、職員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名
サービス管理責任者は、次の業務を行う。
ア 次条に規定する指定障害福祉サービス計画の作成等に関すること。
イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該施設における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
エ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。
- (3) 生活支援員 基準条例に定められた人員以上（うち1名以上は常勤）
生活支援員は、就労移行支援の提供において、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画ならびに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。
- (4) 職業指導員 基準条例に定められた人員以上（うち1名以上は常勤）
職業指導員は、就労移行支援の提供において、生産活動の実施や事業所内授産の指導を通して、一般就労に向けた知識・能力の向上を図るよう支援を行う。
- (5) 就労支援員 基準条例に定められた人員以上（うち1名以上は常勤）
就労支援員は、就労移行支援の提供において、利用者の適性にあった職場探しを

行い、施設外就労、施設外支援など職場実習の指導を通して就職、さらには就職後の職場定着支援を行う。

- (6) その他職員 指定障害福祉サービスの提供のため必要に応じて上記職員に加えて職員を配置する。

(個別支援計画の作成等)

- 第21条 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。
 - 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得るものとする。
 - 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるように努めるものとする。
 - 5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
 - 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族等に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
 - 7 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付するものとする。
 - 8 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うものとする。
 - 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
 - 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

第5章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

- 第22条 本の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、土曜日・日曜日・祝日のうち事業所が指定した日は営業する。
- (2) 営業時間は、営業日の午前 8 時 20 分から午後 5 時 20 分までとする。
- (3) 営業日のサービス提供時間は、午前 10 時 00 分から午後 3 時 00 分までとする。ただし、行事やイベント、施設外就労または施設外支援等を実施する場合は営業時間の範囲内でその必要な時間とする。

第 6 章 サービス内容及び利用者から受領する費用の額

(サービスの内容)

第 23 条 本事業所で行う就労移行支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) 求職活動に関する支援
- (4) その適性に応じた職場の開拓
- (5) 就職後における職場への定着のために必要な相談
- (6) 本事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援
- (7) その他の必要な支援及び相談
- (8) 送迎サービス（希望者のみ）

(利用者から受領する費用の額)

第 24 条 事業者は、指定障害福祉サービスを提供し法定代理受領を行う場合は、サービス提供の実績に基づき利用者から指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、指定障害福祉サービスを提供し法定代理受領を行わない場合は、利用者から指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額全ての支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 事業者は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。
食事の提供に要する費用：昼食 1 食 555 円（内食材料費 350 円）
- 4 事業者は、前 3 項の費用支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第 3 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用の額について重要事項説明書に基づき説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 サービスの利用料及び費用は、日割りによって計算した合計額を翌月末までに事業所に自動口座振り込みにより支払う、直接窓口を支払う又は事業所指定の金融機関の口座に振込んでいただくものとする。

第 7 章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第 25 条 通常の事業の実施地域は、原則岡山県全域とする。

- 2 希望者には送迎サービスを実施するが、原則片道 30 分以内を範囲の上限とする。

第 8 章 サービス利用に当たっての留意事項

（利用契約）

第26条 事業所の利用は、障害者総合支援法に基づき本人及び成年後見人と事業者との契約によるものとする。

（サービスの提供の終了）

第27条 次の場合、市町村に連絡し、契約終了の措置を講じるとともに、関係者に連絡するものとする。

- (1) 利用者及び成年後見人から契約解除の申出があったとき。
- (2) 利用者が無断で 20 日以上利用せず、各種の支援によっても利用の見込みがないとき。
- (3) 利用者がけがや病気で病院等に入院し、3 ヶ月を超えた場合又は 3 ヶ月以内に退院の見込みがないとき。
- (4) 利用者が、利用料金を事業所からの督促に関わらず、3 ヶ月以上滞納したとき。
- (5) 利用者本人や他の利用者の生命・身体及び財物等に多大の損害を与えたとき又はその恐れがあるとき。
- (6) 利用者が死亡したとき。

2 前項の措置を行うとき、各市町村の関係機関と連絡協議し、サービスの提供を終了する手続きを行うものとする。

（規則の遵守）

第28条 利用者は、この規程に定めるもののほか、管理者が定める規則を遵守するものとする。

（私物、危険物の取り扱い）

第29条 利用者が必要とする物品は、原則として、各人の責任において保管管理するものとする。ただし、貴重品・現金・刃物類等は、利用者又はその家族等の申し出により、致し方ない理由の場合に限り、事業所で管理することができるものとする。

- 2 自己や他の利用者に危害や損害を与えることが予想される場合、利用者から危険な物品を預かり、事業所で管理することができるものとする。
- 3 利用者又はその家族等は、無断で火薬・薬品・油類・その他の危険物（ストーブを含む）を、事業所内に持ち込むことはできないものとする。

（禁止行為）

第30条 利用者は、事業所内において、次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 他人の生命や身体、財物に損害を与える行為
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等他人の迷惑になる行為
- (3) 指定された場所以外で、火気を使用すること及び喫煙
- (4) 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全な生活を害する行為

（損害賠償）

第31条 利用者が故意又は過失によって事業所や個人の財物を毀損又は亡失した場合、利用者又はその家族等は損害を賠償するものとする。ただし、管理者は事情により、その賠償を減

免することができるものとする。

第 9 章 緊急時の対応及び非常災害対策

(緊急時における対応)

- 第32条 職員は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているとき、利用者に急な病気やけが
或いは健康状態の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた際は、速やかに医療機関へ
の連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 前項の場合、事業者は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行い、状況・経過の説明
を行い、必要な協力を依頼することとする。
 - 3 事業者は、利用者に対する現に指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、
市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 前項の事故の場合、事業者は、状況及び事故に際して採った処置について、記録するも
のとする。
 - 5 事業者は利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した
場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第33条 事業者は、利用者の生命と安全を確保することを最優先課題とし、あらゆる災害に対し
て安全対策を講じるものとする。また利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、
想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対
応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制
を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。
- (1) 消防計画の作成と届出
 - ア 防火管理者は「消防計画」を作成し、所轄消防署に届け出る。
 - イ 事業所の火災報知機の作動により、自動的に消防署に通報される通報装置を設置す
る。
 - (2) 防災訓練
 - ア 訓練は、通報訓練・消防訓練・避難訓練・総合訓練とし、少なくとも年2回、利用
者・職員の避難訓練及び消火訓練を行うものとする。
 - イ 避難訓練は日中を想定し、自力避難の困難な者の救出を重点に実施する。
 - (3) 防火義務設置設備の整備
防火設備は消防法令に基づき適正に設置・維持管理するとともに、資格を有する者
が定期的に点検を行う。

第 10 章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

- 第34条 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族等からの苦
情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な
措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、障害者総合支援法第10条第1項
の規定により市町村が、又は障害者総合支援法第48条第1項の規定により、岡山県知事
又は市町村長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該

職員からの質問もしくは施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村、又は岡山県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は岡山県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

- 3 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(秘密保持)

第 35 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を洩らし
てはならない。

- 2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、他の事業所等に対して、利用者又はその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族等の同意を得ておくものとする。

(勤務体制の確保)

第 36 条 事業者は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉
サービスの種類ごとに、職員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの種類ごとに、当該事業所の職員によって事業所障害福
祉サービスを提供するものとする。但し、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務につい
てはこの限りでないものとする。
- 3 事業者は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(記録の整備)

第 37 条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する事業所障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結
の日から 5 年間保存するものとする。

(サービスの質の確保)

第 38 条 事業者は、管理者を含む職員によりサービス自主評価を実施するとともに、評価で明ら
かになった課題の改善に努めるものとする。

(その他)

第 39 条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と本事業所の管理者との
協議に基づいて定める。

(改正)

第 40 条 この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。但し、法令等の改正による運営規程
の変更について適宜理事会に諮ることが困難な場合、語句の訂正及び加筆等の簡易な場合
に限り、直近の理事会に報告し事後承認を得るものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。